

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 12 月 19 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ほっけ・めばる固定式刺し網漁業	5 隻	15 トン未満	定めなし	次の世界測地系で表した点ア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域 ア 北緯 40 度 28.50 分、東経 139 度 38.28 分の点 イ 北緯 40 度 28.58 分、東経 139 度 47.40 分の点 ウ 北緯 40 度 25.70 分、東経 139 度 47.60 分の点 エ 北緯 40 度 25.70 分、東経 139 度 38.25 分の点	3 月 1 日から 4 月 30 日まで	西津軽郡深浦町に住所を有する者	令和 4 年 12 月 19 日から 令和 5 年 2 月 3 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 所持し敷設できる網（一枚網に限る）は 1 ヶ統とし、その全長は 600 メートル未満としなければならない (2) 網の目合は、85 ミリメートル以上としなければならない (3) 敷設する網の立ちは 6 メートル以内としなければならない (4) 操業期間中の出港は午後 3 時以降とし、帰港は翌日の午前 1 時までとしなければならない。また、投網は午後 5 時以降とし、揚網完了は午後 11 時以前としなければならない (5) 漁具の敷設中は、その片側に方 40 センチメートル以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料又は蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートルの高さに掲げるとともに、両端に 2 キロメートル以上離れた場所から視認できる電灯、その他の照明装置を有する夜間標識を設置して発光させなければならない (6) 別途様式による船体表示をしなければならない